

京都市交通局管理規程第2号

京都市乗合自動車運行管理規程の一部を次のように改正する。

平成19年6月13日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第2条第2項中「第47条の3」を「第47条の9第1項」に改める。

第2条の2の見出しを「(統括運行管理者の選任)」に改め、同条中「業務を統括する運行管理者(以下「統括運行管理者」という。)」を「統括運行管理者」に改める。

第3条第1項中「局職員」を「運輸規則第47条の9第3項に規定する要件を備えた営業所所属職員」に、「補助者」を「運行管理補助者」に改め、同条第2項中「補助者」を「運行管理補助者」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条中「運輸関係の係員及び乗務員」を「運行管理補助者及び運転係に所属する職員」に改め、同条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

(統括運行管理者の職務及び権限)

第4条 統括運行管理者は、その所属する営業所の長の命を受け、運行管理者の業務を統括しなければならない。

別表中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表異常気象時における措置の項処理基準の欄中「係員及び乗務員」を「営業所所属職員」に、「指示しなければならない」を「乗務員に指示しなければならない」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(交通局自動車部運輸課)